豊橋市広報紙広告掲載実施要綱 別則

（趣旨）

第１条 この別則は、豊橋市広報紙広告掲載実施要綱（以下「実施要綱」という。）第３条の規定に基づき、市が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の規格及び掲載基準等に関する事項を定めるものとする。

（広告の掲載位置）

第２条 広告の掲載位置は、広報紙裏表紙及び広報紙中面で市が指定する頁とし、掲載は紙媒体のみとする。この場合において、１枠を全面による掲載又は２分の１に分割した掲載のいずれかによることができる。

２　同一の号において同一の広告主が掲載できる広告は１枠（月１回）とする。

（広告の規格等）

第３条 広報紙に掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

（１） 大きさ

ア　全面枠：天地 24.0cm × 左右 18.0cm

イ　２分の１枠：天地 12.0cm × 左右 18.0cm

（２） 配色

４色（フルカラー／シアン・マゼンタ・イエロー・ブラック）

（掲載できない広告）

第４条 豊橋市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）第３条及び豊橋市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

（１） 行政広報紙としての品位、公共性及び公益性を損なうおそれのあるもの

（２） 市民に不利益を与えるおそれのあるもの

（３） 読者が市の事業であると錯誤しやすいもの

（４） 個人の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現があるもの

（５） 特定の業者及び業種に不利益を与えるもの

（６） 当該業種において関係法令等に広告等の制限があり、当該規定を遵守していないもの

（７） 割引券等、広報紙を直接切り取る構造のもの

（８） その他、広報紙の広告として市長が不適当と認めるもの

（表示義務事項）

第５条 広告主は、広告に対する責任の所在を明確にするため、広告に次に掲げる事項を明記しなければならない。

（１） 広告主の名称

（２） 所在地

（３） 電話番号（携帯電話、フリーダイヤルを除く。）

２ 前項第１号の名称について、正規の会社名や団体名を使わず、通称など別の名称で掲載する場合は、通常一般に理解できるものでなければならない。

３ 次の各号に掲げるいずれかに該当する表記がある広告については、正式に登記された社名であるか又は事実関係を確認した上で、掲載の可否を判断するものとする。

（１） 官公庁、財団等の公益団体又は著名な企業と紛らわしく、関連会社であると誤認されるおそれのあるもの

（２）「○○グループ」等のグループ名を用いているもの

（３） 講習会等の名称に著名な企業名を用いているもの

(デザイン及び表記基準)

第６条 広告原稿の作成に当たっては、前条の規格によるほか、以下の基準に従わなければならない。

（１） 文字規格

文字サイズは、判読性を確保するため、原則として６ポイント以上とすること。

（２） 表記ルール

漢字、音訓、仮名遣い、送り仮名、カタカナ表記及びローマ字のつづり方は、原則として共同通信社発行の最新の「記者ハンドブック」に準ずるものとすること。

（３） 視認性及びユニバーサルデザイン

ア 背景色と文字色のコントラストを十分に確保し、可読性を高めること。

イ 色覚の個人差を問わず情報が正確に伝わるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

（４） 囲み罫

広告枠の外周には、他の紙面記事との境界を明確にするため、1.4 ポイントの黒の囲み罫線を施すこと。

(雑則)

第７条 この別則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この別則は、令和８年 10 月１日から施行する。